

## 労働時間を守れない運送を 強要していませんか？



### 法令違反となるおそれがあります!!

・運送委託者の指示により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合などには、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。

(※)荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれ得ます。



### 要注意! チェックポイント

- 運転者の労働時間のルールを守れないような運送依頼をしていませんか。
- 出発時間を遅らせるなど、運送事業者の法令遵守を阻害していませんか。



### こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、発着時間や運行ルートを決定する。
- 至急の運送を依頼する場合は、運送委託者が費用を負担すること前提に有料道路利用等について協議する。